

# 令和3年度 万葉割増商品券発行事業実施要綱

## 1. 目的

大衡村内に所在し、地域振興に貢献する商店等において使用できる割増商品券を発行することにより、地元消費の拡大と地域経済の活性化に資することを目的とする。

## 2. 実施主体

くろかわ商工会 会長 大川明雄

万葉割増商品券実行委員会 実行委員長 狩野勝彦

事務局：くろかわ商工会大衡事務所（大衡村大衡字五反田4-70 TEL 022-345-5173）

## 3. 商品券の発行及び販売等

(1) 商品券の名称：「万葉割増商品券」

(2) 発行総額：24,000,000円（割増率2割）

(3) 発行数：2,000セット

(4) 販売価格：1セット10,000円（額面500円券24枚綴り12,000円分）

※商品券の購入支払方法は現金のみとする。

(5) 販売期間：村民優先販売：令和3年7月1日（木）～7月5日（月）

一般販売：令和3年7月6日（火）～ 売切れ次第終了

(6) 使用期間：販売開始日から令和3年12月31日（金）まで

(7) 販売制限：村民優先販売…「大衡村広報6月号」に折り込むチラシの優先購入券1枚で5セット（50,000円）まで購入可とする。

一般販売：1人あたり5セット（50,000円）まで購入可とする。

(8) 販売場所・時間：①万葉・おおひら館（大衡村大衡字鑑沢12-2）

午前9時～午後6時 ※毎週水曜定休（祝日の場合翌日）

②中華料理北京（大衡村大衡字萱刈場55）

午前9時～午後5時 ※不定休

③くろかわ商工会大衡事務所（大衡村大衡字五反田4-70）

午前9時～午後4時 ※平日のみ

## 4. 商品券の使用方法等

(1) 使用方法：商品券取扱事業所にて、現金と同様に使用。ただし、額面以下の買い物をしても釣銭は支払わないものとする。

(2) 対象商品：商品の販売、役務の提供及びサービスの提供を対象とするが、次のものは対象外とする。

①出資や債務の支払い

②たばこ・切手・官製はがき・印紙

③プリペイドカード等、各種金券又は換金性の高いもの

④事業の用途に関するもの（仕入代や買掛金支払等）

⑤国・地方公共団体への支払いに関するもの

⑥その他取扱店指定のもの

(3) 商品券使用の厳守事項（商品券への記載事項）

- ①本券は、大衡村内の取扱店のみで使用できます。
- ②本券は、現金とはお引換えいたしません。
- ③本券では購入出来ない商品等がございます。
- ④本券に発行者印及び番号のないものは無効です。
- ⑤本券の盗難・紛失又は滅失等について、発行者はその責を負いません。
- ⑥本券では釣り銭は支払われません。

## 5. 商品券取扱店

(1) 参加資格：大衡村内に店舗又は事業所を有する事業者（村内の店舗等に限る）

(2) 参加料：5,000円

（但し、くろかわ商工会会員の参加料はくろかわ商工会が負担する）

(3) 募集方法

「大衡村広報6月号」及びくろかわ商工会ホームページへ募集要領を掲載。昨年度に参加いただいた取扱店には別途郵送にて募集案内する。

※昨年度参加された取扱店については継続参加を前提とし、辞退を希望される事業所はくろかわ商工会大衡事務所に連絡いただくこととする。

(4) 募集期間：随時受付。（使用期限まで）

※新規申込者について

5月6日（木）申し込み分までは、村民優先販売チラシ及び販売告知ポスター、商品券に店名掲載可。

(5) 申込方法

新規の申込み希望者は、「商品券取扱店申込書」に必要事項を記入の上、くろかわ商工会大衡事務所へFAX又は郵送等により申し込む。（商工会非会員の方は参加料5,000円を添えて申し込む。）

「商品券取扱店申込書」は、くろかわ商工会大衡事務所窓口又はくろかわ商工会ホームページよりダウンロードし、入手するものとする。

(6) 取扱店の周知方法

村民優先販売チラシ及び販売告知ポスター、商品券に取扱店一覧を掲載し周知する。

## 6. 商品券の換金

(1) 換金方法

取扱店が毎週金曜日までにくろかわ商工会大衡事務所へ使用済み商品券と所定の請求書を添えて請求する。

請求された金額は指定預金口座（郵貯を除く）に翌週金曜日に振り込むものとする。

（〆切日が祝祭日の場合は前日とし、振込日は翌営業日とする。）

(2) 換金手数料：換金手数料は徴収しない。

(3) 換金受付期間：販売開始日～令和4年1月28日（金）まで（土日・祝祭日を除く）の午前9時～午後4時まで